

## 大阪府監査委員告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成25年12月16日

大阪府監査委員	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	清水	涼子
同	和田	秋夫
同	中川	隆弘

### 委員意見に対する措置

（地役権設定等費用に係る負担金等の会計処理について）

監査対象機関名	大阪府立消防学校	
監査実施年月日	平成25年1月24日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>大阪府立消防学校（以下「消防学校という。」）では、PFI方式により「大阪府立消防学校再整備等事業事業契約」を締結している。当該契約に関し、新公会計制度においては受託者が作成した施設整備費内訳に基づき、資産と非資産を分類し、開始貸借対照表に資産及び未払金を計上している。</p> <p>しかし、非資産として分類した項目の中に、電力会社送電線下部に設定されている地役権を緩和するために平成20年1月30日に地役権変更契約を行い消防学校が電力会社に支払った11,818千円が含まれていた。</p> <p>当該支出はPFI事業において地上から約20mの範囲まで建築物の建設を可能とするために必要不可欠なものとして支出されたものであり、これを「固定資産計上の基本方針」において財産を取得するために要した付随的支出と見るにせよ、取得後に当該資産の価値を高めるために要した支出と見るにせよ、資産性を有するものと判断され、当該支出を非資産として費用処理したのは適</p>	<p>地役権を緩和するためにPFI事業者が電力会社に支払った経費について、関係部局との協議を経て、平成24年度決算整理にて、非資産から資産に修正（＝土地価格の修正）した。</p>

切ではない。

本件の会計処理については、消防学校から公有財産に係る新公会計制度の担当課である財産活用課に対し照会がなされているが、財産活用課においても実態を十分把握しないまま、一般論として回答をしており、固有の事実関係を正確に伝え、協議の上、公有財産台帳における資産の評価額を適切に修正したうえで、適切な会計処理をされたい。

(なお、この意見は、財産活用課に対する意見ともする。)

(介護サービス情報公表制度について)

監査対象機関名	大阪府福祉部（高齢介護室）
監査実施年月日	平成22年7月5日から同年8月20日まで
監査の結果	措置の状況
<p>介護サービス情報公表制度に係る手数料の納付は、手数料条例により、事業者は情報公表事務に係る手数料を指定情報公表センターに、調査事務に係る手数料を指定調査機関に納付しなければならないと規定されている。しかしながら、現行の納付手続は明確な根拠がないまま、指定情報公表センターが公表手数料とあわせて調査手数料も代行して徴収している。</p> <p>また、介護保険法の法律改正に伴って、手数料条例に規定する介護保険法の条項の改正が必要になったにもかかわらず、所要の手続を怠っていることにより、条例に規定する内容とそれに対応する法令の条項に齟齬が生じている。</p> <p>このため、手数料の納付手続の実態及び介護保険法の改正に即して、手数料条例の規定を見直されたい。</p> <p>さらに、情報公表センターは過大な手数料収入により多額の繰越金を保有していることから、大阪府としてその繰越金の取扱を検討し、必要な措置を講じられたい。</p>	<p>(手数料の代行徴収について)</p> <p>(手数料条例の条ずれについて)</p> <p>措置報告済み</p> <p>(情報公表センターにおける繰越金の取扱いについて)</p> <p>財団法人大阪府地域福祉推進財団が保有する情報公表センターの繰越金について、平成23年7月に府から同財団に対し、高齢者に関する公益事業に活用するよう要請を行い、同財団から、設立目的等を踏まえ介護サービス事業者の資質向上に資する事業に活用する旨の回答を平成23年8月に受けた。</p> <p>それを踏まえて、同財団の平成23年度補正予算において繰越金を一般会計特定資産において情報公表センター積立資産として計上された。</p> <p>当財団は、平成25年4月に一般財団法人に移行したが、一般財団法人移行後も、当該資産を活用して公益目的支出計画に基づいた公益目的事業を実施する。</p>